

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組 織	職 員		組 織	職 員
	[略]			[略]	
知 事 の 事 務 部 局	本庁	企画理事 会計管理者 部長 秘書広報室長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合 防災室長 政策推進室長 地域 振興室長 産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室長 医師支援推 進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 総務事務センター所長 出納指導監 課長及び担当課 長（部局等若しくは出納局又は 室課等の人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者 に限る。） 給与人事担当課長 組織行革担当課長 調査担当課 長 予算担当課長 管財課の管理 担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主 査（部局等又は出納局の主管 室課等において人事、給与又 は服務に関する事務を担当す る者に限る。） 秘書広報室の 主任主査及び主査（調査に関 する事務を担当する者に限る。 ） 秘書課の主任主査及び主 査（秘書の事務を担当する者 に限る。） 人事課の給与人事 又は組織行革に関する事務を 担当する主任主	知 事 の 事 務 部 局	本庁	企画理事 会計管理者 部長 秘書広報室長 技監 副部長 局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合 防災室長 政策推進室長 地域 振興室長 産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室長 医師支援推 進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務セン ター所長 政策監 調整監 出 納指導監 課長及び担当課長 （部局等若しくは出納局又は 室課等の人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者 に限る。） 給与人事担当課長 組織行革担当課長 調査担当課 長 予算担当課長 管財課の管理 担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主 査（部局等又は出納局の主管 室課等において人事、給与又 は服務に関する事務を担当す る者に限る。） 秘書広報室の 主任主査及び主査（調査に関 する事務を担当する者に限る。 ） 秘書課の主任主査及び主 査（秘書の事務を担当する者 に限る。） 人事課の給与人事 又は組織行革

		<p>査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p>			<p>に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p>
出 先 機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 ダム建設事務 所長 総務課長		広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 ダム建設事務 所長 総務課長 <u>林務出張所長</u>
	[略]			[略]	
	大阪事務所	所長		大阪事務所	所長
	<u>北海道事務所</u>	<u>所長</u>			
	名古屋事務所	所長		名古屋事務所	所長
	[略]			[略]	
	産業技術短期 大学校	副校長 事務局長		産業技術短期 大学校	副校長 事務局長 <u>教育部長</u>
	[略]			[略]	
	農業研究セン ター	所長 副所長 畜産研究所長 <u>企画管理部長</u> 県北農業研究所 所長 企画管理部総務課長 畜産 研究所の外山畜産研究室長及び 種山畜産研究室長		農業研究セン ター	所長 副所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画 管理部総務課長 畜産研究所の 外山畜産研究室長及び種山畜産 研究室長
	[略]			[略]	
	農業大学校	校長 副校長 事務局長		農業大学校	校長 副校長 事務局長 <u>教育 部長</u>
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。